

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

| 公共工事の名称、場所、期間及び種別 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及 び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---------------------------------------|---|------------|--------------------------------------|---------------|--|-----------|-----------|-------|------------------|-------------|---------------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 分 | 応札・応 募者数 | |
| 一関公共職業安定所太陽光発電システムパ ワーコンディショナー交換工事 | 支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 | 令和6年5月17日 | 小山田電業株式会社 岩手県宮古市小山田四丁目1番30号 | 1400001006839 | 予定価格が250万円を超えない工事であることから 契約の履行が可能であると思われる1者を選 定、見積書を渡し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項 | 2,354,695 | 1,980,000 | 84.1% | 0 | - | - | - | |
| 水沢公共職業安定所玄関ホール等照明器具更 新(LED化)工事 | 支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 | 令和6年5月24日 | 板谷建設株式会社 岩手県奥州市水沢台町3番35号 | 1400601000019 | 予定価格が250万円を超えない工事であることから 契約の履行が可能であると思われる1者を選 定、見積書を渡し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項 | 1,728,633 | 1,584,000 | 91.6% | 0 | - | - | - | |
| 久慈公共職業安定所天神堂宿舍内装等改修工 事 | 支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 | 令和6年11月20日 | 宮城建設株式会社 岩手県久慈市新中の橋第4地割35番地 の3 | 4400001008031 | 予定価格が250万円を超えない工事であることから 契約の履行が可能であると思われる1者を選 定、見積書を渡し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項 | 1,171,033 | 1,067,000 | 91.1% | 0 | - | - | - | |
| 釜石及び久慈公共職業安定所防犯カメラ設置 工事 | 支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 | 令和6年11月20日 | セコム株式会社 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号 | 6011001035920 | 予定価格が250万円を超えない工事であることから 契約の履行が可能であると思われる1者を選 定、見積書を渡し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項 | 1,144,272 | 1,089,660 | 95.2% | 0 | - | - | - | |
| 久慈公共職業安定所内壁塗装改修工事 | 支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 | 令和6年12月25日 | 宮城建設株式会社 岩手県久慈市新中の橋第4地割35番地 の3 | 4400001008031 | 予定価格が250万円を超えない工事であることから 契約の履行が可能であると思われる1者を選 定、見積書を渡し随意契約を行った。 会計法第29条3第5項 | 1,027,293 | 825,000 | 80.3% | 0 | - | - | - | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の調整を加えることができる。